

2月5日(木)～3月中旬 市道(下肥田地区)の通行止めを行います



交差点改良工事を実施するため、市道の一部(左図)が、下記の期間、全面通行止めとなります(夜間開放)。この期間は、迂回路をご利用ください(左図)。また、県道武並土岐多治見線の一部が、工事期間のうち2週間程度、片側交互通行となります。ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

通行止め期間
2月5日～3月中旬

問 土木課 (内線324)

犯罪被害遺児 交通遺児 激励金支給事業

県では、次の要件に該当する遺児の方に対して、激励金をお贈りしています。該当する方は、ご連絡ください。

対象 次の全てを満たす方

- ▷①犯罪被害または②交通事故により、それまで生計を共にしていた父または母(すでに父母がなかった場合は、それに代わる方)を亡くした県内に居住する方
- ▷義務教育終了までの方または高等学校在学中(高等専門学校3年修了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む)の方(20歳未満)

※遺児となった後、養子縁組した方や、父または母が再婚し、生計を共にすることとなった方は対象になりません。

※①については、国の犯罪被害給付制度で遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

激励金の額 (1人当たり)

- ▷乳幼児・小学生 = 15,000円
- ▷中学生 = 20,000円
- ▷高校生 = 25,000円

※申請から高等学校修了時(20歳未満)まで毎年支給。基準日は、毎年5月5日です。

申込期限 3月6日(金)

申・問 犯罪被害遺児激励金支給事業…総務課 (内線224)
交通遺児激励金支給事業…環境課 (内線254)

新しい人権擁護委員の紹介

新しい人権擁護委員として、石原幾男さん(駄知町)に、法務大臣からの委嘱状が伝達されました。石原さんの任期は、平成27年1月1日から3年間です。

また、退任した古澤明彦さん(駄知町)には、同大臣より感謝状が贈られました。

人権擁護委員は、市民の中から選ばれたボランティアです。市内では、市長から推薦され、法務大臣の委嘱を受けた9人が、人権についての相談や啓発活動などを行っています。



▲委嘱状の伝達を受ける石原さん

問 秘書広報課 (内線185)